

○十日町市総合計画審議会規則

平成17年4月1日  
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、十日町市附属機関設置条例（平成17年十日町市条例第36号）第4条の規定に基づき、十日町市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 教育委員会委員
  - (2) 農業委員会委員
  - (3) 公共団体及び公共的団体等の役員又は職員
  - (4) 有識者
  - (5) 公募による者
- （平17規則229・一部改正）

(任期)

第3条 委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したとき、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、2分の1以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 審議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、審議会から付託された事項を調査し、又は審議する。
- 3 小委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を選出する。
- 4 小委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

（平22規則21・一部改正）

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月23日規則第229号)

この規則は、平成17年6月23日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第21号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

<参考>十日町市附属機関設置条例（抜粋）

第1条（略）

（設置）

第2条 附属機関として、別表に定める機関を置く。

2 附属機関は、それぞれ別表右欄に掲げる担当事務を行う。

第3条（略）

（組織、運営等）

第4条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（略）

別表（第2条関係）

| 附属機関の属する執行機関 | 名称          | 担当事務                 |
|--------------|-------------|----------------------|
| 市長           | 十日町市褒賞審査会   | 市長が行う褒賞の受賞者の選考に関する事項 |
|              | 十日町市総合計画審議会 | 総合計画策定に関する事項         |
|              | (略)         | (略)                  |